

道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、本村におけるふるさと納税(村に対する地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する寄附金の支出をいう。)を活用した地域資源の掘り起こし、地場産業の振興及び返礼品の充実を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと納税返礼品」とは、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号)第5条の規定による基準に該当するものであって、村長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者等(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本村のふるさと納税返礼品協力事業者(ふるさと納税返礼品の提供事業者である者をいう。以下同じ。)又はふるさと納税返礼品協力事業者となる見込みがある者

(2) 村内に事業所を有する法人若しくは村内に住所を有する個人又はこれらにより組織された団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 村税等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は道志村暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第3条第2項に規定する暴力団関係者

(3) その他村長が不適當であると認める者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

(1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業

- (2) ふるさと納税返礼品とするために、既存の商品を改良する事業
 - (3) 既存のふるさと納税返礼品（過去に本補助金を活用していないもの）を改良し、別の返礼品を開発する事業
 - (4) その他村長が適当と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 国、地方公共団体等の公的機関による他の補助金等を併用する事業
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定により許可又は届出を要する事業
 - (3) その他村長が適当でないとする事業
(補助対象経費等)

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、は、次の各号のとおりとし、別表 1 に詳細を定める。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)については、補助対象経費としない。

- (1) 返礼品開発に係る原材料費、消耗品費及び印刷費
 - (2) 返礼品の開発等のために購入する機械器具費
 - (3) 委託料、手数料、運搬費並びに外部専門家に支払う謝礼及び交通費
 - (4) その他村長が適当と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。
- (1) 補助事業の目的に合致しないもの
 - (2) 必要な経理書類(領収書等)を用意できないもの
 - (3) 販売を目的とした製品の調達及び商品等の生産に係る経費
 - (4) 役員報酬及び直接人件費
 - (5) 間接経費(通信費、光熱水費等)
 - (6) 不動産の購入費、家賃、保証金、敷金及び仲介手数料
 - (7) 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - (8) 商品券等の金券、雑誌購読費及び新聞購読費
 - (9) 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費

(10) 上記に掲げるもののほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
(補助金の額)

第6条 補助率及び補助限度額の額は、別表2に定める補助率等により算出した額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (3) 交付申請額の算出基礎資料
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書の写し
- (5) 個人にあっては、住民票の写し
- (6) 許認可に係る書類の写し(補助対象事業が許認可を必要とする事業である場合に限る。)

2 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請額を記載しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて面接を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により補助金等の交付の決定をするものとする。

2 村長は、補助金の不交付の決定をしたときは、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、村長の要求があったときは、補助金の交付決定を受けた事業

(以下「補助事業」という。)の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で村長に報告しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更等承認申請書(第5号様式)に第7条第1項に掲げる書類(当該変更等に係る書類に限る。)を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる補助事業の内容の変更については、申請することができないものとする。

3 補助事業の変更の承認を必要としない軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、補助の目的の達成に何らの支障がない場合

(2) 内容の変更が、補助の目的に変更をもたらすものでなく、より効率的な補助の目的達成に資する場合

(補助事業の変更等の承認)

第11条 村長は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更等承認通知書(第6号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他補助金を交付することが適当でない認められるとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、道志村ふるさと納

税返礼品開発等支援補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (4) 補助事業の実施が確認できる記録物
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第14条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び補助事業により開発等をした商品等を、第2条に基づくふるさと納税返礼品として登録されたことを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付額確定通知書(第9号様式)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、補助金等の額の確定について第14条の規定による通知を受けたときは、道志村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付請求書(様式第10号)を提出し、補助金等の交付の請求をしなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金等を交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 村長は、第12条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	外部専門家に支払う旅費
消耗品費	返礼品の開発等に係る容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な 10 万円未満の物品の購入費等
印刷費	返礼品の開発等に要する試作に係るパッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材等の運搬に係る経費
委託料	パッケージデザイン等委託費、外注加工費等
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用
原材料費	返礼品の開発等に係る原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発等に必要と認められる機械器具の購入に要する経費
その他	村長が必要と認める経費

別表 2 (第 6 条関係)

補助率	補助限度額
3 / 4 以内	1,000,000 円